

第3回自治基本条例推進委員会 会議録

名称	第3回自治基本条例推進委員会（第3期）
開催日時	平成28年6月21日（火） 午後6時30分～午後7時30分
開催場所	阪南市役所 3階全員協議会室
出席者	【推進委員】新川委員、壬生委員、加藤委員、築野委員、森下委員、撫井委員、荒木委員、栗秋委員、田中委員、根来委員、米原委員 山田委員 12人出席 【事務局】 市民協働まちづくり振興課 穴道課長、金田主幹、松尾主幹、古谷主事
傍聴人数	5人
議題	1. 平成28年度阪南市自治基本条例の推進について
資料	○ 資料1 阪南市自治基本条例を取り巻く市の情勢について ○ 資料2 自治基本条例検証作業の進め方（案）について ○ 資料3 第2回阪南市自治基本条例推進委員会での質問について ○ 資料4 平成28年度自治基本条例推進講座について ○ 資料5 阪南市自治基本条例推進委員会条例 ○ 資料6 阪南市自治基本条例推進委員名簿
要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長あいさつ ・ 平成28年度阪南市自治基本条例の推進について、資料1・2、別紙1に基づき、事務局より説明 ・ その他案件について資料3・4に基づき、事務局より説明 ・ 委員長より推進委員会宛ての意見文書を各委員に配布
会議	<p style="background-color: #e0f0e0;">【平成28年度阪南市自治基本条例の推進について】</p> <p>（推進委員からの意見、質疑・応答）</p> <p>事務局 阪南市自治基本条例を取り巻く市の情勢について、資料1・別紙1に基づいて説明</p> <p>委員長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この半年ほどの間、自治基本条例の第25条に関わる住民投票を巡って市民の皆さんより様々なご意見があり、多数の方々から署名が集められたり、住民投票を求める声があがったということは委員の皆さんもご存じだと思います。 ・ このような現状を踏まえまして、住民投票の事ばかりではなくて、参画と協働という本来の自治の趣旨を、どう実現していくかということがこの条例の狙いでありまして。 ・ そのような観点から自治基本条例が適正かつ円滑な運用、そして理念がきちんと実現される方向で進んでいるかを検討し、必要があれば見直しを求めていく、そのような役割が当委員会にはあります。 ・ 上記の観点から、この自治基本条例を昨今の市民の皆さんのお考え、または社会情勢全般に合わせて見直す必要があるかどうか、この検討をまずはお願いしたいのですが、いかがでしょうか。 ・ 委員の皆さんで、特に現時点で検討する必要がないというご意見があれば、お伺いしたいです。 ・ 事務局の説明にありましたように、本市を取り巻く情勢がこのところかなり大きな動きがありましたので、それを踏まえて検討する必要があるという意見になりますが、当委員会として検討する必要があるかどうかお諮りしたいと思います。 ・ これだけ自治基本条例にたくさんの市民の皆さんのご関心が向き、その中で議論となっている点について、当委員会でも当然検討すべきだというふうに考えています。 ・ もちろんそれだけではなくて、自治基本条例の現在までの運用や理念にそった推進がはかられているかなど、全般的なことも含めて改めて検討していく必要があると考えています。 ・ 特にご異論がなければ、検討をするということで当委員会の方向としたいと思いますが、反対のご意見があればお伺いしたいです。 <p>委員 委員より異議なしの声</p> <p>委員長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、当委員会としては自治基本条例を社会情勢全般に合わせて見直すかどうかの検討を進めるということで、よろしく申し上げます。 ・ 委員の皆さんの承認をいただいたということで、確認をさせていただきました。 ・ それでは、自治基本条例の検証作業の進め方について、予め事務局の方で少し案を練っていますので、説明をお願いします。

事務局	検証作業の進め方について、資料2に基づいて説明
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月に、第2期当委員会で検証し、提言書を作成した経過があり、ほぼそれと同じような進め方、手順で見直してはどうかとご提案をいただいています。 当委員会の中に部会を設けて少し集中的にご議論をする。 検証部会より当委員会に報告をして、当委員会で議論をする。 なお、検証部会から当委員会への報告については、一度では難しいので中間報告をしていただき、当委員会で議論をし、また部会で再検討する。 そして、検証部会から最終案を当委員会に報告し、もう一度議論をして、最終報告を作成するという手順を今のところは考えています。 そのために、まずは部会を設置して、この部会の中で、条例の見直しが必要なところについて検討をする作業を進めてはどうかというスケジュールです。 なお、当委員会の任期はあと1年ですので、それまでの間に結論を出すというのが、当委員会の責務だと考えます。そこまでには必ず、何某かの私どもとしての一定の結論を得たいと考えています。 この検証作業の進め方について、ご質問やご意見はございませんか。
委員	委員より異議なしの声
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当委員会としては案に示されましたとおり、検証作業の進め方で委員の承認をいただきました。 検証部会に属する委員の選任、並びに部会長を大変恐縮ではございますが、委員長が指名することになっておりますので、指名させていただきます。 僭越ながら指名させていただく際に、若干指名をさせていただく理由なども話をさせていただきたいと考えております。 今回の当委員会の構成は先ほど事務局の案のとおり、学識経験者、公共団体等の代表者、公募市民、この3つのグループから構成されており、検証部会を効率的、集中的に審議をするという観点から、あまり大勢では議論がしにくいということで事務局の方では5名程度という案でした。 先ほど検証部会の進め方のご承認をいただきましたので、3つの分野から5名の方々にご参加いただき、検証部会を進めていただくということで、指名させていただきます。 まず学識経験者からは副委員長の壬生委員にお願いをしたい。前回の見直しに際しても、部会長をお務めいただいたのですが、今回も引き続き壬生委員に部会長として、また部会委員としてご就任頂きたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。 公共団体等の代表として、5名の方の中から2名の方にお入りいただくということです。お一人は、地域のご事情を大変よくご存じということで、阪南市社会福祉協議会の築野委員に。 もうお一人は、特定非営利活動法人阪南まちづくり推進ネットでNPO活動、中間支援をやっておられまして、地域の各種団体、市民活動についてよくご承知の撫井委員にお願いしたいと思ひます。 公募市民の代表として、5名の方の中から2名の方にお入りいただくということで、今回は荒木委員にお願いしたい。本市の外部評価委員の経験がございますので、お知恵をお借りしたい。もうお一人は、栗秋委員には市民としてぜひしっかりとご議論頂ければと思ひております。それでは部会長に壬生先生のご就任をお願いしておりますので、一言就任の挨拶をお願いします。
副委員長	冒頭から新川委員長、また事務局からも説明がありましたとおり、阪南市を取り巻く情勢、また市民の皆さんのお考え、声がたくさん届いているところでございます。検証部会ではそのことをしっかり踏まえながら、限られた時間ではありますが、きっちり検証したいと思っております。その結果を推進委員会に報告しますのでよろしくお願いいたします。また部会委員の皆さん、ちょっとハードというか何度も集まさせていただくこととなりますが、阪南市のためにご協力よろしくお願ひいたします。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 部会長からもございましたが、前の委員会もそうだったのですが、この検証部会、なかなか作業内容も日程もハードです。 当然市のご担当者との議論もございますし、時間的にも体力的にもご負担がかかると思ひますが、よろしくお願ひいたします。 併せて今回の検証については、おそらく市民の皆さんの期待も高い、そのようなところもあろうかと思ひます。 ぜひ早急に検証部会の日程を調整いただいて、早速に検証を進めていただきたいと思いますと思ひます。 大変だと言ひながら更に大変にしているというところがありますが、お許しをいただひて、ぜひ皆さんの尽力でより良い条例に更に進歩できるように進めていただければと思ひます。 それでは、部会の進め方については以上とさせていただきます。それでは次第4について事務局の方から説明お願ひします。
事務局	その他について資料3.4に基づき説明
委員長	説明頂いた件について、またその他で何かご質問、ご意見はございませんか。

委員	<p>去年の3月末だったと思うのですが、阪南市での初めての議員提案の条例について、阪南市のいのちの水を守る条例が制定され、パブリックコメントをしました。その回答に、この条例は理念条例だということが記載されていました。質問というのは、先ほど事務局から説明もありました、市のウェブサイトを見ると、自治基本条例そのものが同じように理念条例だということが書かれている、それゆえ自治基本条例第25条の住民投票云々につながっている。この理念条例の定義を調べたところでは用語の定義があまりはっきりしない、私の一般的な常識では、基本的なところを謳ったものだというふうに考えています。その解釈でよいのでしょうか。</p>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・法律も条例もそうですけれども、理念条例とか宣言条例というように呼ばれている種類のものがあります。 ・これは、もう一方の理念条例や宣言条例ではない条例とか法律のタイプがあるということの意味しております。 ・実質条例など、色々な呼び方をしますけれども、そのような法律または、条例として、実際に国民あるいは住民の権利義務を定めてある、そのような条例を言います。 ・理念条例、または宣言条例というのは、国民または住民の権利や義務を具体的に定めていないものを、一般的には、理念条例または宣言条例という言い方をしております。 ・それでは権利義務を定めていないから意味はないのかということそうではなくて、このような法律とか条例というのは、社会または政策の方向、考え方を明確に打ち出していくことに意味があります。 ・それに基づいて、他のより具体的な実質的な法律や条例、または計画や事業というのをつくっていく、その元になるという趣旨で、今ご指摘の通り基本的な方向を定めるものとして、理念条例または宣言条例が重要になってくるということです。 ・従って、本市の自治基本条例は、理念条例の部分も、もちろんございますけれども、もう一方では実質的な条例、要するに一定の権利や義務を定めている所もございますので、実は割とハイブリッドなんです。市民参加のところについては、残念ながら具体的な権利義務は発生するところについては、手続き条例にそれを委ねておりますので、その段階では市民参加の中で、住民投票をやりますよということ謳っている、そこは理念、これは理念条例にあたります。 ・その理念を具体的に市民の皆さんの権利、または行政の義務、議会の義務として考えなければならないとするための別立ての条例、これが実質的な権利義務を定める条例になるのですが、そのようなものが必要だということ、この同じ第25条の中で謳っている、その意味ではまさに理念条例になります。 ・ただし、自治基本条例の他の条項をご覧くださいと、例えば総合計画を策定するときには、市民の意見を聞かなければならないといったような、具体的な市の責務を定めている、条項もあります。このようなところについては、理念条例というよりは、むしろ実質的な権利義務を定めた条例ということができるとか思います。 ・そこは、この条例として制定当初に何をどこまで、この分野ではどこまで定めていったらいいのかといったことについて議論をし、実は住民投票についても様々なご意見があって、最終的に落ち着いたのが理念条例のところ落ち着いた、そのような経緯がありました。
委員	<p>綿密に議論して作ったこの条例が、今回色々と問題になっていますが、感じたのは、情報の発信の仕方が中身を含めて、どのタイミングでどういう情報を発信していくのか、そのことから発生している問題だと考えるから情報発信は大事です。一部の情報が一部に流れてしまふ、その時の市の状況とか市民参画含め大事なところになります。これに関係する団体の情報発信も、誤解を受ける部分もあります。改めて市の側も情報発信について考えてもらわないといけないと思います。</p>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・基本は、市民の皆さんと市政とのコミュニケーションをどう適正に、しかも意思疎通がはかれるかということだと思います。 ・同時に本条例、これ自体に関するご理解も本当に適切にしていただける双方向のコミュニケーションができていくか、行政側のスタイルの問題もありますし、市民の皆さんへのご理解周知の具合もあります。このあたりも含めまして部会でもご議論いただきたい。 ・他にご意見ございませんか。ないようですので、本日ご審議のところは以上とさせていただきます。なお一点だけ皆さんよりご了解をいただきたいとします。実は、当委員会に対しご意見を一通市民の方からいただいております。今回の住民投票に関わる本委員会の見解を問う、そのようなご意見をいただいております。これにつきまして、せっかく意見書をいただいておりますので、各委員のご了解が得られれば、委員の皆さんにお配りし、また今後のご検討の参考にさせていただければと考えておりますが、いかがでしょうか。
各委員	<p>異議なしの声</p>
委員長	<p>それでは本日の推進委員会は終了します。</p>